

## 区分所有法 決議事項の制限 管業 H01-37-3 <<#816>>

【問】 正誤をつけよ。

次の事項は、区分所有法の規定によれば、規約で別段の定めをすることができない。

「集会におけるあらかじめ通知していない事項(集会の決議につき特別の定数が定められているものを除く。)の決議」

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 決議事項の制限 管業【★基礎必須】 宅建【発展】

- 1 集会においては、第35条の規定により**あらかじめ通知した事項についてのみ、決議**をすることができる。
- 2 前項の規定は、この法律に集会の決議につき**特別の定数が定められている事項を除いて、規約で別段の定めをすることを妨げない。**(区分法37条1項、2項)

⇒ 「集会の**普通決議**においては、**あらかじめ通知していない事項でも決議をすることができる**」旨の規約を設定することができる